

水平社の「姉妹」たちの誕生：『婦人公論』での論争を中心に

その他のタイトル	Fujin Suihei-sha (Buraku Liberation Movement of Women)
著者	宮前 千雅子
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	81
ページ	51-60
発行年	2021-03-31
URL	http://doi.org/10.32286/00023073

水平社の「姉妹」たちの誕生

— 『婦人公論』での論争を中心に

宮前千雅子

はじめに

1922年3月3日に京都市の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が開催されてから、まもなく100年が経とうとしている。大会で採択された水平社宣言は、部落民は恥ずべき存在ではなく人間として尊重されるべきだと主張する力強いものであった。それは日本初の人権宣言とも称され、部落解放運動にかかわる人だけでなく学校教育などでも広く学習に取り入れられるなどその認知度は大変高い。また2014年にはユネスコの世界記憶遺産登録を目指して市民運動が展開されており、今日的な視点に立ってもなおその意義は大きいといえよう¹⁾。

ただ、これまでも多くの研究者が指摘してきたとおり、宣言が呼びかける対象は「兄弟」であり、また称揚されるのも「男らしき産業的殉教者」としての「祖先」であった。部落女性はともに水平運動をたたかう主体と認識されてはおらず、敬意をはらうべき先駆者としての評価もなかったといえるだろう²⁾。

しかしながら、創立大会で演説した岡部よし子や各地の水平社大会で弁舌をふるった中西千代子のように直接声を上げた女性はもちろん、全国水平社の機関紙『水平新聞』をはじめさまざまな新聞や雑誌などで意見発表する部落女性たちも存在した³⁾。本稿では、そのなかでもとりわけ早い時期にあたる『婦人公論』上の部落女性の声をとりあげ、彼女らがどのような差別と闘おうとしていたのか何を表明しようとしていたのかを明らかに

したい。それは彼女らが宣言の射程にはなかった水平運動をたたかう「姉妹」たちの誕生でもある。

『婦人公論』上の部落女性の叫びと部落男性の妻の声

雑誌『婦人公論』は1916年に創刊された。発行元は中央公論社であり、1913年、『中央公論』での特集に「婦人問題」を取り上げたところ、その反響が大きかったことから女性をターゲットとした雑誌を発行することになったという。時期を同じくして数多くの女性雑誌が創刊されるが、良妻賢母主義を既定路線とする他の雑誌に比して、「婦人参政権問題」や「母性保護論争」など、新しい視野を切り開くテーマも取り上げられることが多く、『婦人公論』は知識階級的女性に支持された。それより一足先に創刊し、女性自身で刊行された雑誌『青鞥』についてまとめた堀場清子は、「『青鞥』の衝撃力が、婦人問題への関心をよびおこし、それが『婦人公論』の発刊につながった事実は疑う余地がない」と指摘する。また『青鞥』は「新しい女」としてたびたび社会から非難され、発売禁止となることもまあり、1911年に発刊、1916年に休刊（実質廃刊）と短命に終わった。そしてその後をうけるようにして『婦人公論』が発刊部数を伸ばしていくことを受けて堀場は、「『青鞥』の女たちが、因襲に生身を打ちつけ、石もて追われ、発売禁止等々の迫害に抗しつつ、白日のもとに曳き出した婦人問題が『婦人公論』という名の新たな市場で、ひしめき並ぶ男性文化人たちにより、なんと賑やかに売り買いされていることか」と皮肉まじりに書き記している⁴⁾。

その『婦人公論』では、水平社創立以降、1923年に「水平運動の実話」、1928年には「少数同胞の悩み」、1932年には「差別されたる者の叫び」と題して部落問題について特集が組まれている。また水平社創立前後の頃は、特集ではないものの、何篇かであるが部落出身であることを明らかにした女性たちが原稿を寄せている。もっとも早いものは、すでに朝治武によっ

て紹介されている1921年7月（6年8号）と12月（6年13号）の刀襦静子による投書である⁵⁾。それぞれ「穢多村の娘に生れて」、「おお呪われたる穢多村よ」と題されるものであり、水平社創立前の社会状況のなか、「細民部落、密集部落、特殊部落」として「殆ど人間としての待遇をうける事ができない」「擯斥侮辱軽侮」の部落差別の現実を批判している。それは公職や教員であったとしても部落出身が露呈すると侮蔑の眼差しで見られるという日常生活上での差別、優秀な成績で学校を卒業しても部落出身だと職につけない就職差別、そして恋愛や結婚にまつわる差別が渦巻く現実であり、「道路が狭隘な」「不整然な家屋」のなか日々の生活を送る人々の毎日でもある。それらの苦痛に耐えきれず自らの「生命まで投げ捨てよう」とするほどのものであった。そして最後に社会に対して「どんなに卑しくっても醜くっても人は人としての待遇を与へねばならない」のではないかとし、「愛をもって純真な愛をもって接してくれるように、衷心からお願いする」と締めくくっている。

これらの投書をはさむようなかたちで、「穢多を夫にもって」（1921年10月、6年11号）と「特殊部落に入りし女より」（1922年7月、7年8号）という文章が掲載される。いずれも部落男性と結婚した女性の手になるものであり、部落女性のものではないが当時の差別状況を明らかにするものとして紹介しておきたい。「穢多を夫にもって」を書いた中島美津子は、部落出身とは知らずに夫と結婚したが自身の身内がその事実を知るにいたり、そのことで中島の両親を責めた。中島の両親は「自分達には少しも二人の仲をさこうなどと云う意志はない」としながらも、二人を別れさせようとする執拗な親戚からの圧迫に耐えかねて中島を自宅に連れ帰るにいたる。その後、夫は川に身を投げて亡くなり、身ごもっていた中島が生んだ子どもも死んでしまう。中島は自らの決意がもっと固かったならば結果は異なっていたのではないかと、夫を死に追いやったのは自分自身だとも書く。さらには「家」を「尊んでいる老人たち」の責任も免れないとし、二人の仲を裂いたのは血統主義的な家父長的な「家」を崇拝する人々でもあった

ことを指摘している。

「特殊部落に入りし女より」を書いた深山鈴蘭は、中島とは異なり結婚前に相手から部落民であることを告げられるが、家族の反対を押し切って結婚した。それは「郷土の旧家として名ある士族の娘が、人もあろうに穢多と結婚するとは」との強い反対を前にして、幾度か「死を願い」「死に面した」経験でもあった。いまは夫と夫の母親、そしてお腹のなかの子どもとともにひっそりと暮らす様子で締めくくられている。結婚への反対は、江戸時代の身分制度を前提とした「家」の論理に支えられ、近代社会における新たな身分秩序としての「士族」への強い執着が部落産別を下支えしていることがわかる。

水平社創立前後の時期における部落差別の現実を目の前に苦悶する部落女性の姿と、部落男性との結婚で思い悩む非部落女性の姿がそこにはあった。そしていずれのケースも、「自死」が隣り合わせになるほどの困難に当人たちを陥れる現実である。

誌上での論争

水平社が創立した1922年の10月、佐野学が「特殊部落の婦人達に」という論考を誌上に寄せる（7年11月号）。佐野は1921年7月に「特殊部落民解放論」を著し、それが水平社創立に大きな影響を及ぼした人物でもある⁶⁾。

佐野は部落女性は「二重の不利な地位」にあるとして、ひとつは非部落民と同様に「男子に隷属」することを挙げ、あとひとつは部落民として「一般社会より侮蔑」されることを挙げる。佐野はそれらに対して、部落女性が「連盟して」「水平社に加盟するも一手段であろうし」、また部落女性だけで「一個の結社を作る」こともひとつであろうと提起する。そして佐野自身は「婦人みの結社が成立して特殊部落婦人の将来に於ける婦人運動の基礎を構成する」ことを希望するとしている。またもしそのような団体ができたならば、「婦人解放を目的とせる他の婦人団体と提携するのも有意

義」と指摘する。この論考自体が婦人水平社創立に影響を及ぼしたかどうか、定かではない。ただ実態は佐野が提起したとおりに進んでいく。

佐野の論考が発表された翌月、京都の部落改善事業にかかわると思われる藤井娑羅子が「『特種部落（ママ）の婦人達に』を讀みて」と題する原稿を寄せる（7年12号、1922年11月）。藤井自身「（部落の、引用者）子供と同じ釜のご飯を頂き、部落の人達から子供を依頼される」立場であると述べながら、内容は部落差別に満ち溢れたものであった。まず藤井は部落の生活状況を「身の毛のよだつ程野蛮である」とし、また部落民は「病的発達を遂げた体質の人が非常に多く」、子どもも「病的発達の異常児」が少なくないとする。なかには事業に成功した人なども存在するが、そのような「志あり意気地のある人達」は部落外に出ていき、部落内には「つまらない意気地なしの人間が残ることに」となると説く。そしてそのような人間に対して「覚醒せよ、奮起せよと叫んだところで何もなりません」と断じ、「全問題は教育の普及によって解決をなす」と提言する。さらに部落女性は「自己の地位を悲しんでは」おらず、むしろ「境遇に甘んじている」のではないかと疑問を呈する。また「反抗的な水平社」は好ましくないとし、佐野が提起した部落女性が水平運動に立ち上がることについて「仇は復讐されて敵愾心となる」可能性があるから「嫌忌します」と否定する。佐野の使った「特殊部落の婦人達に」を「特種部落の婦人達に」と書き換えてのこの投稿は、終始差別的な言辞を弄するものであった。

この藤井の投書に対して、部落女性からの声があいつぐ。ひとつは「立て！特殊部落の婦人よ」と題する名取みちの文章であり（8年2月号、1923年2月）、あとひとつは「『特種部落の婦人たちにを讀みて』の投稿者、藤井娑羅子さんへ」と題する木本夜詩子の文章である（8年3月号、1923年3月）。ひとつずつ見ていこう。

まず、名取みちは自らを「一般社会から穢多よ穢多よと蔑まれて居る特殊部落に生れ落ちた女です」とし、「幼時からの哀しい恐ろしい」被差別体験が藤井の文章に対して反駁文を書かせたと始める。名取は部落が藤井の

言うように「野蛮」でありもし「体質能力が劣悪」であったとしても、それは「貴女の先祖」「貴女の親」「そして貴女」が「そうさせたのです」と、社会の責任を問う。さらに「私共の此の肉体、血管の中の脈々と波打つ、澄み切った一点汚れのない赤い赤い血！これがどうして」非部落民と異なるというのかと疑問を呈し、藤井が「特殊部落」ではなく「特種部落」という表現を用いることを例に挙げて「種」が異なることなどないと藤井のもつ人種主義的な見方を厳しく批判した。そして「特殊部落の制度は牢獄」であり、「三百萬の同胞は鉄鎖で繋がれ」ていると表現する。その問題の原因は「資本主義経済組織の欠点」であるとして、藤井が提起する教育普及では課題の解決はできないと述べる。さらに最後に部落民自身の集団行動としての水平運動は「社会のどん底に悶え喘ぐ部落民自身の絶叫なの」だと説明し、部落女性に対して「今は泣いて居るときではありません」「立て！特殊部落の婦人よ、涙を棄てて」「兄弟よ、姉妹よ、今は三百萬の同胞が手に手を取って、闘ふべき時です」と訴える。共産主義の立場から水平社宣言が呼びかけの対象とはしていなかった部落女性に対して「姉妹よ」と呼びかけ、水平運動に参加することを強く求めた。

名取の論考が掲載された翌月、木本夜詩子の『「特種部落の婦人たちにを讀みて』の投稿者、藤井姿羅子さんへ』が掲載される。木本は藤井の一文を「此の上ない徹底した侮蔑的な御意見」として本人に「強き反省を促すべく」文章を綴ったことを冒頭に書き記している。木本は藤井がいう、部落は「野蛮」「異常児」が少なくないなどといった事情は「部落民特有のものではない」と反論し、部落差別を非部落民からの「不法なる差別」と「資本主義経済組織が齎した極端なる虐げ」の「二重圧迫」から成るものと説明する。名取と同じく共産主義に立ち、藤井の文章は佐野学への反論などとして書かれたものではなく、「明に吾が同胞を蔑視し嘲笑せん」がためのものだと断ずる。そして最後に水平社の綱領にある「人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向かって突進する」と、宣言の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」を引用して、藤井の「哀願的同情的恩惠的」な考えを痛烈

に批判した。

論争を読み解く

ここでは藤井と名取、木本の論考やその背景について考察を加えていこう。

まず藤井は、京都で部落の子どもたちに関わる仕事に携わっていることをほのめかしている。京都市内ではじめての託児所が東三条に設置されるのは、1919年のことである。これは融和事業の一環として開設されたものであるが、翌年には田中と東七条に、さらにその次の年には楽只にと、次々と京都市内の部落に市設託児所が開設されていく。いずれも「保姆長」1人と「保姆」3人、もしくは「保姆長」1人と「保姆」2人、そして「使丁」が1人ないし2人という人員であり、1923年に投稿した藤井は、おそらくこれらのいずれかの託児所に関わる人物であったのではないかと想像できる。京都市が作成した託児所に関する事務報告書では、託児所での生活を経て子どもたちに「児童の訓育上又は衛生上の効果」や「言語動作」「浪費を防ぐ」などの日常生活上の変化があらわれ、「父母の喜び一方ならず」と報告されている。またそれらが託児所への信頼につながったのであろうか、保護者の懇談会等を開催しても欠席する者はほとんどおらず、家庭訪問の折にも「包み隠す」ことなく「種種の事情を打明け」ることもあったと記されている⁷⁾。先に紹介した藤井の論考は、こういった部落の保護者や子どもたちの信頼を大きく裏切るものであり、彼ら彼女らを「野蛮」「異常児」と決めつけて侮蔑に終始するものであった。ただし、当時の部落の子どもたちにとって、教育が重要な意味をもつのも確かであり、藤井の文章には日常的に部落の子どもに関わるからこそ指摘されている一面があるのも事実であろう。

それを真正面から指弾したのが、部落女性を自称する名取と木本である。名取と木本が論考をまとめた時期は当然雑誌の発行月（それぞれ1923年2

月・3月)よりも早い時期と考えられ、水平社創立から1年も経過しておらず、いまだ婦人水平社は設立されていない。

では、名取と藤井は、水平運動や婦人水平社の活動にかかわった人物なのか。残念ながら名取みちについては詳細がまったくわからない。しかし木本夜詩子については、『婦人公論』への投稿から遡ること4か月の1922年11月14日に、天王寺公会堂で開催された社会問題婦人演説会に登壇し演説をおこなっていることが確認できる⁸⁾。また「木本夜詩子」のあとには「青十字ノ木本ノ妻女」との記載がある。ここに書かれた「木本」という人物は大阪で青十字運動を展開していた木本凡人のことであり、その「妻女」とは他の誰でもない岡部よし子のことを指している（「第二夫人」とされる）。つまり、木本夜詩子は、水平社創立大会において演説をした岡部よし子のことなのである。

岡部よし子は、大阪で小学校教員をしていた部落女性で水平社の創立大会で演説をおこなっている。そのときに語った「スパルタ武士の母よ出でよ、ジャンダークの如き娘いでよ」の一節は有名で、創立大会から1か月後に開催された京都府水平社創立大会でも西平由子が同じ文言で演説をおこなっている⁹⁾。朝治武によると、この文言は古代ギリシャ時代の都市国家スパルタの戦士の母と、15世紀イングランドとの百年戦争で女性兵士として活躍したジャンヌダルクにたとえて、部落女性に強く立ち上ることを促したものであったと指摘されている¹⁰⁾。だからこそ、その立ち上がりを嫌悪するような藤井の投稿に対して、辛辣な批判を展開したのであろう。

岡部の活動期間は長くはなかったが水平運動だけでなく、大阪の「無産婦人運動」にも働きかけたことがわかっており（上述の社会問題婦人演説会がまさにそれである）、彼女のことを詳しく紹介した鈴木裕子は岡部を「初期婦人水平社運動の種を蒔いた人であると同時に、大阪の無産婦人運動の種を蒔いた人でもあった」と評している¹¹⁾。また岡部の演説はいろんな資料に痕跡があるが、文章は管見のかぎり『婦人公論』への投稿のみである。

水平社創立大会で演説した岡部よし子が部落女性に立ち上がりを求めてからはほぼ1年後に、名取と木本（岡部）が『婦人公論』で声をあげた。藤井娑羅子への反論を契機とするが、とりわけ名取の投稿は「立て！特殊部落の婦人よ」と岡部が創立大会で求めた内容を、より具現化するものでもあった。名取が実在の人物であるのかという点も念頭に置く必要はあろうが、誌上から部落女性に対して呼び掛けた人物として広く記憶にとどめられるべき人物ではなかろうか。

おわりに——主体の形成、水平社の「姉妹」たちへ

熊本理抄は90人の部落女性の聞き取りをおこない、その主体性の形成を明らかにしようとした。熊本は「部落女性の主体性は、差別との闘いや社会に対する抵抗運動を経験することで生み出される」と指摘する¹²⁾。また朝治武は、「部落差別を受けながらも自らの存在を肯定的に捉え、部落差別を克服しようとする意欲に基づいて」主体（性）形成を図った者が、部落民であるとする¹³⁾。これらの視点からいえば、名取に水平社の「姉妹」たちへの呼びかけをさせたものは、ほかでもない『婦人公論』に掲載された藤井娑羅子による差別的な文章と水平社宣言に代表される水平運動であったのではないか。普段は被差別部落と密接にかかわるところで仕事をしながらも、「特殊部落」を「特種部落」と言い換えてその存在を「野蛮」「異常児」と断じ、さらには部落女性の立ち上がりを「嫌忌」する藤井の言説に触れ、さらには差別の責任は被差別者側にはなく、差別する側に抗議をしそれを改めさせようとする新たな運動に出会い、名取は「立て！特殊部落の婦人よ」と部落女性に対して呼びかけたのである。

名取のこの呼びかけが婦人水平社の設立に直接結びついたことを示す資料は、いまのところ確認できていない。しかしながら名取の投稿から1か月後、1923年3月の全国水平社第二回大会において、「全国婦人水平社設立の件」が決議され、翌年の第三回大会においても「婦人水平社の発展を

期するの件」が決議される。以降、1925年から26年にかけて各地に婦人水平社が設立され、また部落女性が『水平新聞』などの機関紙に「姉妹たちよ」と呼びかけながら積極的に意見表明をしていく。水平社の「姉妹」たちが誕生するのである。

注

- 1) 具体的な動きは次のホームページに詳しい。
「水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連隊の記録 <http://www1.mahorobane.jp/~suihei/mowcap/>
- 2) 伊藤雅子『まっ直ぐに生きるために』（1987年、未来社）、鈴木裕子『水平線をめざす女たち』（ドメス出版、1987年）、ただえみこ『唄で命をつむいで 部落のおばあちゃん、母、そして私』（青木書店、2000年）、朝治武『水平社論争の群像』（解放出版社、2018年）などで指摘されている。
- 3) 水平社の機関紙である『水平』や『水平新聞』などには創立大会で演説した女性の様子が報告されている。
- 4) 堀場清子『青鞥の女たち——平塚らいてうと新しい女たち』（岩波新書、1988年）
- 5) 朝治武『水平社論争の群像』（解放出版社、2018年）
- 6) 佐野学「特殊部落民解放論」（『解放』1921年7月号）
- 7) 『京都の部落史 7 史料近代2』（京都部落史研究所、1985年）
- 8) 『日本女性運動資料集成』第4巻（不二出版、1994年）
- 9) 『水平』（世界文庫、1972年）
- 10) 注5に同じ
- 11) 鈴木裕子『水平線をめざす女たち』（ドメス出版、1987年）
- 12) 朝治武「『部落問題に向きあった100人』という問題意識の射程」（大阪人権博物館『部落問題に向きあった100人』、2005年）
- 13) 熊本理抄『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』（解放出版社、2020年）